

## 監査公表第22号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき下記のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年3月27日

新城市監査委員 夏 目 道 弘  
新城市監査委員 中 西 宏 彰

### 記

#### 第1 監査種別

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

#### 第2 監査の対象

|        |            |
|--------|------------|
| 指定管理者  | 株式会社名鉄ミライト |
| 指定管理施設 | 新城市もつくる新城  |
| 所管部課   | 産業振興部観光課   |

#### 第3 監査に当たった監査委員

夏目道弘  
中西宏彰

#### 第4 監査の期間

令和7年1月8日～令和7年3月26日

#### 第5 監査の方法

株式会社名鉄ミライトの新城市もつくる新城の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿などについて調査・確認を行った。また事業実施場所での現地査察を行い、関係法令に沿って適正な事務処理が行われているかどうか主眼をおいて監査を実施した。

所管部課に対しては、公の施設の指定管理に係る事務の執行状況や、指導監督の状況等の確認を主眼に監査を実施した。

#### 第6 監査の結果等

##### 1 監査対象の概要

新城市もつくる新城は、道路を利用する者に快適な休憩の場を提供するとともに、道路情報、観光情報等を提供し、併せて地域産業の振興を図るため、新城市八束穂地内に設置された施設で、市内で3か所目の道の駅として平成27年3月21日にオープンした。

株式会社名鉄ミライトは、料理飲食店、喫茶店、売店、弁当惣菜店及びコンビニ

エンスストアの経営、指定管理者制度による公共施設の管理及び運営等14の事業を営むことを目的とする愛知県一宮市に本店を置く法人で、前身の株式会社名鉄レストラン（令和5年12月28日に株式会社名鉄ミライトに改正）の事業を引き継ぐ形で、新城市もつくる新城の指定管理事業を請け負っている。

## 2 監査対象事業について

新城市もつくる新城の指定管理事業

指定方法 任意

指定期間 平成27年3月21日から令和7年3月31日まで

指定管理料

令和5年度 0円

令和6年度 0円

利用料金制 なし

## 3 監査の結果

指定管理事業については、関係法令及び協定書等に沿って概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する団体への指導や是正措置等の状況については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

### 【株式会社名鉄ミライト】

#### 意見

- 1 移動販売等の新たな取り組みにより売り上げが伸びている。奥三河の観光ハブステーションとして重要な施設であり、今後もいろいろなアイデアにより経営の向上と地域の活性化に努めていただきたい。

### 【産業振興部観光課】

#### 意見

- 1 市は営業利益の一定割合を維持管理基金負担金として指定管理者に納入させているが、目的や算出根拠が不明確であるので、基本協定書の用語の定義に規定する等の検討をしていただきたい。
- 2 ドッグランの新設等が行われているが、基本協定書の変更は行われていない。施設、設備を変更する際の手続きについて、基本協定書に規定する等の検討をしていただきたい。
- 3 道の駅は国土交通省が管轄する施設であり、駐車場用地も公衆用道路となっているが、管理を観光課が行っている。観光課が道路管理者として適切な管理ができるか心配である。土木課と調整し、管理区分を明確にしていきたい。